

千葉県青少年補導員候補推薦要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県青少年補導員に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項の規定により千葉県青少年補導員（以下「補導員」という。）の委嘱の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

(推薦団体等)

第2条 要綱第3条に規定する関係機関及び団体は、次の各号に掲げる機関及び団体とする。

- (1) 次条に規定する千葉県青少年補導員推薦委員会(以下「推薦委員会」という。)
- (2) 千葉県中学校生徒指導担当者連絡会に加盟する中学校
- (3) 千葉県高校等補導連絡会に加盟する高等学校
- (4) 千葉県大型店補導連絡協議会に加盟する法人又は店舗
- (5) 前4号に定めるもののほか、こども未来局長が認めた機関及び団体

(推薦委員会の組織等)

第3条 推薦委員会は、次の各号に掲げる者を委員とし、市立中学校区における青少年育成委員会会長(青少年育成委員会の設置がされていない市立中学校区にあっては、中学校校長)を委員長とする。

- (1) 市立小学校及び市立中学校の学校長
- (2) 市立小学校及び市立中学校のPTA会長若しくは保護者会会長
- (3) 千葉県青少年補導員連絡協議会理事
- (4) 地区町内自治会連絡協議会会長若しくは町内自治会会長の代表
- (5) 青少年育成委員会事務局長
- (6) 前5号に定めるもののほか、委員長が認めた団体の役員

2 推薦委員会による候補者の推薦は、要綱第5条及び第6条に掲げる要件をいずれも具備する者の中から行うものとする。

3 候補者の年齢は、25歳以上65歳以下である者とする。年齢は、委嘱年度4月1日とする。

(補導員の定数)

第4条 補導員の定数及び市立中学校区ごとの内数は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。